

軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号)の一部改正について

1. 改正理由

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施を図るため、当協会が行う検査業務において、OBD検査用サーバの障害又は通信障害若しくは電力障害によりOBD検査用サーバに接続してOBD検査を実施することができない場合の特例措置を規定します。また、道路運送車両法施行規則等の一部改正により、令和7年4月から「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととする改正及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴い所要の改正が必要なため、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

- (1) 令和6年10月1日から開始となるOBD検査に伴う改正
○OBD検査用サーバの障害又は通信障害若しくは電力障害によりOBD検査用サーバに接続してOBD検査を実施することができない場合の特例措置を規定するため所要の改正を行います。
- (2) 「道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令」(令和6年6月25日国土交通省令第67号)に伴う改正
○道路運送車両法施行規則第44条ただし書きの規定が「一月」から「二月」に改正されたことから所要の改正を行います。
- (3) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴う改正
○第59次改正が実施されたことに伴い、所要の改正を行います。
- (4) その他、書きぶりの適正化等所要の改正

3. 施行日

令和6年10月1日

※2.(2)については令和7年4月1日

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）

新	旧
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①～⑱（略）</p> <p>⑲ その他、<u>検査担当者等が行う公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる行為</u>又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。</p> <p>(2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等、<u>検査担当者等、検査機器、検査設備等</u>の撮影、録画又は録音をしないこと。</p> <p>また、<u>敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の画像、動画若しくは音声又は公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）</u>しないこと。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>2-2（略）</p> <p>2-3 自動車検査場における掲示等</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①～⑱（略）</p> <p>⑲ その他検査業務<u>上</u>又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。</p> <p>(2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。また、<u>これらの撮影等の情報をソーシャルメディア等に配信又は投稿</u>しないこと。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 検査担当者等 <u>（交通誘導員を除く。以下同じ。）</u>は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>2-2（略）</p> <p>2-3 自動車検査場における掲示等</p>

(1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所及びその他必要と認められる箇所には、受検者等が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。

①～⑦(略)

(2) 受検者等の遵守事項には、2-1(1)各号及び(2)に掲げる事項が含まれていなければならない。

(3)～(5)(略)

2-3 の 2～2-4(略)

2-5 製作年月日等

2-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき改造自動車等審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車(2-5-2 の自動車を除く。)については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。(適用関係告示第 1 条第 4 項関係)

①～②(略)

(2)(略)

2-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例

(1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所には、受検者等が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。

①～⑦(略)

(2) 受検者等の遵守事項には、2-1(1)各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

(3)～(5)(略)

2-3 の 2～2-4(略)

2-5 製作年月日

(新設)

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）

①～②(略)

(2)(略)

(新設)

(1) 令和 6 年 3 月 31 日以前の多仕様自動車であって令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に出荷検査証が発行されたものの法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る検査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、「令和 6 年 3 月 31 日に出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。

ただし、当該出荷検査証が検査当日において発行日から起算して 11 か月を経過しているか否かの判断にあつては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）

(2) (1) 以外の場合であつて、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となっているものについては、令和 6 年 3 月 31 日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 3 月 31 日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

2-6（略）

2-7 検査の実施方法

検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

2-6（略）

2-7 検査の実施方法

検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

<p>なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) OBD 検査の実施については、<u>次の①から⑥までの手順による方法により実施するものとする。</u></p> <p>なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。</p> <p><u>① 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書及び登録識別情報等通知書の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。</u></p> <p><u>② ①の照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。</u></p> <p><u>③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態 (READY の状態) にする。)</u></p> <p><u>④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。</u></p> <p><u>なお、照会中は原動機を停止せず、アイドリング状態 (電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態 (READY の状態)) を維持する。</u></p> <p><u>⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。</u></p> <p><u>⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。</u></p> <p><u>(9) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置</u></p>	<p>なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) OBD 検査の実施については、<u>審査事務規程 4-10 及び 9-15 の規定を準用し検査を実施する。</u>なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(8)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示状況を確認する方法でもよい。

事象	適用する期間
ア OBD検査用サーバの障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象（OBD検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
イ 通信障害又は電力障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）	・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
ウ OBD検査用サーバのアップデートなどによりOBD検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	次のいずれかとする。 ・自動車機構がOBD検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ・自動車機構がOBD検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで

② 次に掲げる事象は①に該当しないものとする。

(新設)

ア 保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象

イ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1(略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 2-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2)～(5) (略)

2-9 受検車両と書面の同一性確認

(1) 持込検査にあつては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載 又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1(略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 2-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2)～(5) (略)

2-9 受検車両と書面の同一性確認

(1) 持込検査にあつては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があつた自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

①～④(略)

(2)～(4) (略)

2-10～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 (略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1)～(5) (略)

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下(6)において「新規検査等」という。）は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書等の提示があつたものに限り実施するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があつた自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

①～④(略)

(2)～(4) (略)

2-10～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 (略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1)～(5) (略)

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る検査は、受検者から改造自動車等審査結果通知書等の提示があつたものに限り実施するものとする。

②～③(略)

④ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない自動車の新規検査等の申請があった場合又は提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(7)～(10)(略)

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 (略)

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、

下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等提出書面要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
附則2 4.1.(2) 以下同じ	受理した届出書等については、 <u>別途定める方法により当該届出に係る情報を記録</u> するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。	受理した届出書等については、様式13の新規検査等事前審査管理台帳に定める必要事項を記載するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。

②～③(略)

④ 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(7)～(10)(略)

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 (略)

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、

下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等提出書面要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
附則2 4.1.(2) 以下同じ	受理した届出書等については、 <u>別添16「業務量統計システム報告要領」2.(2)に定める必要事項を業務量統計システムに登録</u> するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、 <u>業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号</u> を記載	受理した届出書等については、様式13の新規検査等事前審査管理台帳に定める必要事項を記載するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。

				するものとする。	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		附則 2 4.1.(2) <u>以下同じ</u>	<u>業務量統計システム</u> <u>新規検査等事前審査管理</u> <u>台帳</u>
<u>附則 2 4.3.(3)</u> <u>附則 3 4.3.(3)</u>	<u>別途定める方法により</u>	<u>新規検査等事前審査管理</u> <u>台帳の備考欄に</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>附則 2 4.3.(3)</u> <u>附則 2 8.2.</u> <u>附則 3 4.3.(3)</u> <u>附則 3 8.2.</u>	<u>記録</u>	<u>記載</u>		<u>附則 2 4.1.(2)</u> <u>附則 2 4.3.(3)</u> <u>附則 2 8.2.</u> <u>附則 2 10.1.</u> <u>附則 3 4.1.(2)</u> <u>附則 3 4.3.(3)</u> <u>附則 3 8.2.</u> <u>附則 3 10.1.</u>	<u>登録</u> <u>記載</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>附則 2 8.2.</u> <u>附則 3 8.2.</u>	<u>別途定める方法により</u>	<u>新規検査等事前審査管理</u> <u>台帳に</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>附則 2 10.1.</u> <u>附則 3 10.1.</u>	<u>新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</u>	<u>新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の記載を行うとともに、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

ただし、当該要領中 3. 2. (2) ③に係る取扱いについては準用しない。

(以下 2-14 において同じ。)

(2)～(5) (略)

(6) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 12. 2. (5) 及び 6. 12. 4. (2)の規定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車 審査要領	中欄	右欄
<u>2. (10)</u>	<u>事務所等の長(地方検査部 にあつては、検査課の長)</u>	<u>事務所長又は支所長</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 12. 4. (2)の規定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車 審査要領	中欄	右欄
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>3. 2. (2)</u> <u>6. 2. 2.</u> <u>7. 2.</u> <u>7. 4.</u> <u>9. 1.</u> <u>9. 2.</u>	<u>事務所等の長(地方検査部 にあつては、検査課の長)</u>	<u>事務所長等</u>

			<u>9.3.</u>		
<u>3.2.(2)①</u>	<u>事務所等(地方検査部にあつては、検査課)</u>	<u>事務所又は支所</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4.1.(2)</u>	<u>次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。</u> <u>① 自動車(二輪の小型自動車を除く。)にあつては、法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたことがないこと</u> <u>② 二輪の小型自動車にあつては、法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないこと</u>	<u>法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないことを確認するものとする。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>4.1.(3)</u>	<u>3.2.(2)①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))</u>	受理した届出書等については、別に定める並行輸入自動車受付台帳に必要事項を記載するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印すると	<u>4.1.(2)</u>	<u>受理した届出書等については、別添16「業務量統計システム報告要領」2.(3)に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(そ</u>	受理した届出書等については、別に定める並行輸入自動車受付台帳に必要事項を記載するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印すると

	<u>1)) に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u>	もに、受付番号を記載するものとする。		<u>の1)) に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号の先頭に「H」を付した一連番号を記載するものとする。</u>	もに、受付番号を記載するものとする。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>4.1.(2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>業務量統計システム</u> <u>受付台帳</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>4.1.(2)</u> <u>4.3.(3)</u> <u>7.2.</u> <u>9.1.</u>	<u>登録</u> <u>記載</u>
<u>4.1.(4)</u>	<u>3.2.(2)①又は②の方法により提出されたものにあつては(2)の処理、3.2.(2)③の方法により提出されたものにあつては届出システムの処理</u>	<u>受付台帳への記載</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>6.(2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>		<u>6.2.6.(3)</u> <u>以下同じ</u> <small>※6.2.6.(3)欄から移動</small>	<u>現車審査</u> <u>現車検査</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>6.5.</u>	<u>本則 4-5-1</u>	<u>規程 2-5-1</u>		<u>6.5.</u>	<u>本則 4-5</u> <u>規程 2-5</u>
<u>6.12.2.(5)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本部</u>	<u>本部検査部検査企画課</u>		<u>6.12.2.(4)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本部</u> <u>本部検査部検査企画課</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>8.7.(1)</u>	<u>本則 7-124</u>	<u>本則 7-124 及び規程 4-1</u>		<u>8.9.(1)</u>	<u>本則 7-124</u> <u>本則 7-124 及び規程 4-1</u>

8.7.(2)		
(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
第9号様式	所長(課長) 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括検査員 上級検査員 主任検査員 検査員

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

(1)～(3) (略)

(4) 改造自動車等の検査は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書の原本(試作車又は組立車にあっては、原本又はその写しとする。)、外観図及び改造部分詳細図等の提示があったものに限り検査を行うものとする。

(5) 改造自動車等の検査にあたって、書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車等の新規検査等の申請があった場合又は改造自動車等審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(6) (略)

2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

8.9.(2)		
(略)	(略)	(略)
第9号様式	(例)東北検査部→東北照第号 和泉事務所→和泉照第号	(例)宮城主管事務所→宮城照第号 和泉支所→和泉照第号
第10号様式	本部検査部検査課	本部検査部検査企画課
第10号様式	検査部	主管事務所
第10号様式	事務所	事務所・支所
第13号様式	所長(課長) 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括検査員 上級検査員 主任検査員 検査員

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

(1)～(3) (略)

(4) 改造自動車等の検査は、受検者から改造自動車等審査結果通知書の原本(試作車又は組立車にあっては、原本又はその写しとする。)、外観図及び改造部分詳細図等の提示があったものに限り検査を行うものとする。

(5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(6) (略)

2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
5.1.(2)	<u>受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、改造自動車届出書(第1号様式(表面))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u>	受理した届出書等については、様式12の改造自動車等受付台帳に定める必要事項を記載するものとし、改造自動車等届出書(第9号様式(表面))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>5.3.(3)</u>	<u>別途定める方法により取下処理を行った旨</u>	<u>改造自動車等受付台帳の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)</u>
5.3.(3) 8.3.	<u>記録</u>	記載
(略)	(略)	(略)

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
5.1.(2)	<u>受理した届出書等については、別添16「業務量統計システム報告要領」2.(4)に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、改造自動車届出書(第1号様式(表面))に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号の先頭に「K」を付した一連番号を記載するものとする。</u>	受理した届出書等については、様式12の改造自動車等受付台帳に定める必要事項を記載するものとし、改造自動車等届出書(第9号様式(表面))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。
<u>5.1.(2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>業務量統計システム</u>	<u>改造自動車等受付台帳</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
5.1.(2) 5.3.(3) 8.3.	<u>登録</u>	記載
(略)	(略)	(略)

<u>8.3.</u>	<u>別途定める方法により</u>	<u>改造自動車等受付台帳に</u>
(略)	(略)	(略)

2-15-3～2-22 (略)

2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(1)～(2) (略)

(3) 型式指定自動車又は多仕様自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る検査を行う場合(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる自動車の種類に応じてそれぞれに定める全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。

① 型式指定自動車

ア 完成検査終了証(検査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。)の提示があること

イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

② 多仕様自動車

ア 出荷検査証(備考欄に「ガス容器等再試験実施済」と記載があり、かつ、検査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。)の提示があること

イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

(4) (略)

2-24～2-27 (略)

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

2-15-3～2-22 (略)

2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(1)～(2) (略)

(3) 型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。

(新設)

① 完成検査終了証(検査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。)の提示があること

② 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

(新設)

(4) (略)

2-24～2-27 (略)

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-1～3-3-14 (略)

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(2) において同じ。) また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
(略)	(略)	(略)	(略)
27. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して11か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）※5	保安基準適用年月日平成 28 年 11 月 1 日	保安基準適用日平成 28 年 11 月 1 日
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～4 (略)

※5 2-5-2(1)の規定を適用したものにあっては、保安基準の判定年月日を「令和 6

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-1～3-3-14 (略)

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(2) において同じ。) また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
(略)	(略)	(略)	(略)
27. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して11か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日平成 28 年 11 月 1 日	保安基準適用日平成 28 年 11 月 1 日
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～4 (略)

(新設)

年3月31日」とする。

(2)～(6) (略)

3-3-16 (略)

3-3-17 有効期間

有効期間の起算日について施行規則第44条第1項ただし書きの規定による有効期間の満了する日の2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

(削除)

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
<u>2月15日</u>	<u>12月15日</u>
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)
<u>8月30日及び31日</u>	<u>6月30日</u>

3-4 (略)

第4章～第9章 (略)

(2)～(6) (略)

3-3-16 (略)

3-3-17 有効期間欄 (電子情報処理システムにより印字する場合を除く。)

(1) 有効期間の起算日について施行規則第44条ただし書きの規定による有効期間の満了する日の1月前の日 (離島に使用の本拠の位置を置く自動車にあつては2月前の日) は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
<u>2月1日</u>	<u>1月1日</u>
<u>2月15日</u>	<u>1月15日</u>
<u>2月29日</u>	<u>1月29日</u>
<u>3月28日</u>	<u>2月28日</u>
<u>3月29日30日及び31日</u>	<u>2月28日(閏年にあつては29日)</u>
<u>10月30日及び31日</u>	<u>9月30日</u>
<u>11月30日</u>	<u>10月30日</u>

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

3-4 (略)

第4章～第9章 (略)

別表（略） 様式 1～様式 8（略） 様式 9（改造自動車等届出書） 裏面 第 9 号様式(裏面)	別表（略） 様式 1～様式 8（略） 様式 9（改造自動車等届出書） 裏面 第 9 号様式(裏面)
添付資料 表(略)	添付資料 表(略)
注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。また、添付資料の詳細は、別表（注）書き参照のこと。 様式 10～様式 13（略）	注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。また、添付資料の詳細は、別表 <u>2</u> （注）書き参照のこと。 様式 10～様式 13（略）

附 則〔令和 6 年 9 月 26 日協会規程第 7 号〕

1. この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、2-13、2-14 及び 2-15 (2-15-1(4)、(5)を除く。)の規定については令和 6 年 10 月 28 日から、3-3-17 の規定については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正前の様式 9 については、改正後の様式 9 にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。